

第一条 名称

会の名称を長期熟成酒研究会とする。

第二条 目的

本会は、会員の熟成古酒の製造に関する技術の交流や科学的裏付けの研究を実施し、製造技術の向上と熟成古酒の発展を目的とする。また、熟成古酒の消費活動の普及、及び啓蒙に努めるものとする。目的達成の為に派生するその他の事項については、その都度、協議決定する。

第三条 会員

会員は、本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。会員は、正会員、賛助会員、個人会員に分類されるものとする。それぞれの会員の義務及び権利については別に定める。

第四条 役員

本会役員として、代表幹事、顧問を若干名置き、代表幹事は各業務を担当する。また、代表幹事の互選で会長1名、事務局長1名、監査役1～2名を置き、日常の総務を担当する。尚、任期は2年とし、重任を妨げない。

第五条 総会

総会は、会員の半数以上の出席で年1回以上開催し、各決議と議事の報告、収支の報告、承認を行う。

第六条 会費

正会員及び賛助会員の会費は年36,000円、個人会員の会費は年6,000円とし、主として会の維持費と研究会の補助及び消費普及の費用とし、それぞれの会合およびPR活動については別途会費を負担する。

第七条 事業年度

事業年度は一ヶ年とし、毎年8月1日より翌年7月31日迄とする。

第八条

その他、本規約に定めのない事項については、代表幹事会で協議し、総会に諮るべきことはその都度定め、総会に諮り決定する。

第九条 事務局

事務局の所在地は〒220-0073 神奈川県横浜市西区岡野 1-16-3、事務局長は伊藤淳とする。

以上